

議案第 5 号

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年逗子市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「による医療証の交付又は医療費の助成」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年逗子市条例第21号)の施行による所得制限の撤廃後において、引き続き財政措置を講じる手段として神奈川県助成制度を活用するに当たり、個人番号の利用目的を改正する必要があるため提案する。